

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年3月9日（水） 午後7時45分～午後9時10分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「枚方市職労2022年春闘統一要求書」に基づく交渉（2回目）

<交渉内容要旨>

I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の交渉を受けて、何か回答できるものはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で回答できるものは持ち合わせていないが、本日の交渉も誠意をもって臨みたい。

II. 新型コロナウイルス感染症対応に関する要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の第6波への対応として、保健所への応援体制が構築されているが、これまでの応援の人数について、どういった状況となっているか。 ・ 新型コロナウイルス感染症の対応に係る保健所への事務応援について、事務応援を出している職場も人手が足りずに逼迫していること、また、保健所では通常時から人手不足であり、長期にわたって過酷な状況であることから、年度途中であっても正職員を採用すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況に応じて、保健師等の疫学調査は10人から25人、事務職員によるシステム入力や療養解除の電話連絡等は6人から18人の応援体制となっている。 ・ 庁内一丸となって取り組む観点から、事務応援や短期任用の会計年度任用職員の配置なども含め、適切な人員配置を行うよう努めてきた。 今後も引き続き業務内容や時間外勤務の状況等も見極めつつ、適切に対応していく。

III. 職員・労働者の生活を守る要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年延長については、60歳に到達した次の年度から給与を7割水準にするということだが、その根拠が国準拠というのみで、情報も不十分な状況では、到底納得できない。 定年引上げ後は、現在の再任用制度とは異な 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳に達した職員の給与等については自治体ごとに裁量があるものではなく、国準拠が原則であると国から回答を得ていることから、この内容で、労使の大枠合意をしたいと考えている。

<p>り、非管理職員は職務が変わらないままで給与が7割水準となると、職員のモチベーションを保つことができない。当局が7割水準に固執するなら労使合意はできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、育児休業を取得している職員のうち、令和4年度の1年を通じて休業予定となっている職員の職種ごとの人数を教えてください。 また、1年を通じて育児休業予定の職員は多くいるが、専門職の育児休業の代替は、任期付職員を配置できるのか。 ・ 事務職員の育児休業の代替である短期任用の会期年度任用職員について、来年度から勤務時間の上限が週15時間に短縮される。正職員と比べて勤務時間がさらに短くなる中で、到底、他の職員で補うことができないが、どのように認識しているのか。 ・ 保育現場における3月30日・31日の新年度準備会議は、新入職員にとっては4月1日から子どもや保護者に向かい合うための情報収集の場として不可欠なものであるが、昨年度から新入職員が参加できなくなった。 一昨年までと同様、新入職員が参加し、職員も保護者も安心して新年度をスタートできる体制が必要だと考えるが、当局の考え方を聞く。 ・ ケア労働者の処遇改善について、本市は国の処遇改善特例事業について実施しない方針であるということだが、募集しても応募がない職種がある状況の中で、現状を少しでも改善するために、この事業を活用した賃上げを実施すべきと考えるが、どのように認識しているのか。 ・ デジタル技術の利便性は認めるが、デジタル化については、職員削減を目的とするのではなく、市民サービスの向上と職員の労働条件の改善に活用すべきである。《要望のみ》 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務職員4人、保育士5人、保健師5人、病院6人、その他3人となっている。 育児休業中の専門職について、全てを任期付職員で代替することは困難であるが、必要な人員を配置できるよう努めていく。 ・ 運用については、各職場の声や実態を見極めていきたい。 ・ 新入職員が即座に1人で保育することはなく、先輩職員の協力のもと一緒に保育を行っている状況を考慮すると4月1日からの雇用が妥当と考える。 ・ 国事業の適用を受けるためには、令和3年度の人事院勧告を踏まえた給与改定を実施している本市の場合は、賃金水準を給与改定前の水準に戻すことが必要とされていることから、実施は困難と判断した。
---	--